

介護老人保健施設 ゆたかの 通所リハビリテーションのご案内（重要事項説明書）

1. 施設概要

(1) 施設の名称等

施設名 介護老人保健施設 ゆたかの
 経営主体 社会福祉法人 賛育会
 開設年月日 1991年5月13日
 所在地 〒389-1105
 長野県長野市豊野町豊野634
 TEL 026-257-3000 FAX 026-257-5145
 介護保険事業所番号：2053480014号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻る事ができるように支援すること、又利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、居宅介護を支援することを目的とした施設です。

○ ゆたかの 運営方針

賛育会は、「隣人愛」の精神に基づき、安心できる医療・保健・福祉の総合機関として地域の人々と共に歩んでいきます。又、国連原則の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5項目を踏まえて検証し、それを具体化するよう努め、運営を行います。

(3) 施設職員体制（通所リハビリ職員を含む）

施設長(管理者)	1	事務長	1	医師	1
看護職員	11	介護職員	26	支援相談員	1
薬剤師 (兼)	0.35	理学・作業療法士	5.5	管理栄養士	1
介護支援専門員(兼)	1	事務職員	1	運転手 (兼)	1

(4) 通所リハビリテーション（デイケア） 25名 （1日コース10名、半日コース15名）

(5) 通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーションは、要介護者及び経過的要介護者の家庭での生活が継続できるように立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当たる従事者の協議によって、通所リハビリテーション実施計画書が作成されますが、その際、利用者及びご家族の希望を充分に取り入れ、又、計画の内容については同意を頂くようになります。

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の作成
- ② 利用者居宅への送迎
- ③ 日常生活上の介助（食事排泄介助、更衣介助、移動・移乗介助、服薬介助）
- ④ リハビリテーション（理学療法士等による個別リハビリ、日常動作を通じた訓練、器具等を使用した訓練）

- ⑤ その他（創作活動など）
- ⑥ 特別なサービス（リハビリテーションマネジメント、生活行為向上リハビリテーション、短期集中個別リハビリテーション、認知症短期集中リハビリテーションなど）

3. 利用料金

(1) 基本料金（1日あたり単位数・1単位＝10.17円）

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。）

	午前半日コース 2時間以上3時間未満	1日コース 6時間以上7時間未満
要介護度1	380	710
要介護度2	436	844
要介護度3	494	974
要介護度4	551	1,129
要介護度5	608	1,281

- ・上記金額には送迎費用が含まれています。
- ・利用者の希望または心身の状況等により、サービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

- ② サービス提供体制強化加算（サービス提供日数）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6

- ③ リハビリテーションに係わる加算で下記の金額が生じることがあります。

リハビリテーションマネジメント加算（A）イ	開始日から6月以内（一月）	560
	開始日から6月超（一月）	240
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ	開始日から6月以内（一月）	593
	開始日から6月超（一月）	273
リハビリテーションマネジメント加算（B）イ	開始日から6月以内（一月）	830
	開始日から6月超（一月）	510
リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ	開始日から6月以内（一月）	863
	開始日から6月超（一月）	543
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院、退所日から3月以内 （一日）	110
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	I（一日）	240
	II（一月）	1,920

生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始日から6月以内（一月）	1,250
---------------------	---------------	-------

④ リハビリテーション専門職の配置に係わる加算で下記の場合に生じます。

リハビリテーション提供体制加算(一回)	(6時間以上7時間未満)	24
---------------------	--------------	----

・利用者の希望または心身の状況等により、サービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

⑤ 移行支援加算

移行支援加算（一日）	12
------------	----

⑥ 栄養管理に係わる加算で下記の金額が生じることがあります。

栄養アセスメント加算（一日）	50
栄養改善加算（1月2回限度）	200

⑦ 口腔機能改善管理指導計画を作成し、サービスを提供した場合に下記金額が生じます。

口腔機能向上加算（Ⅰ）（一月）	50
口腔機能向上加算（Ⅱ）（3月以内・月2回）	160

⑧ 入浴に係わる加算で下記の金額が生じることがあります。

入浴介助加算（Ⅰ）	40/回
入浴介助加算（Ⅱ）	60/回

⑨ 重度療養管理に係わる加算で下記の金額が生じることがあります。

重度療養管理加算（一日）	100
--------------	-----

⑩ 科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算（一月）	40
-----------------	----

⑪ 介護職員処遇改善加算が生じます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	利用された総単位数に4.7%を乗じた単位数で算定されます。
---------------	-------------------------------

⑫ 介護職員等ベースアップ等支援加算が生じます。

介護職員等ベースアップ等支援加算	利用された総単位数に1.0%を乗じた単位数で算定されます。
------------------	-------------------------------

(2) その他の料金

昼食代	1食あたり600円			
理髪代	1,500円/回			
紙おむつ使用料	実費			
日常生活品費	半日	100円/日	1日	200円/日

(3) 送迎減算

事業所が送迎を行わない場合は片道で47単位を減算します。

(4) キャンセル料

利用当日の午前8時以降のキャンセルについては、キャンセル料を頂きます。
(施設利用料とその他の料金)

(5) 支払い方法

支払い方法は、原則「預金口座振替」です。利用料は月末締め切りで、翌月20日までに前月分の請求書を発行し、請求書に基づいて毎月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に振替をさせて頂きます。その他のお支払い方法をご希望される場合は、別途ご相談ください。

(6) 営業日

- (1) 土日祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く月曜日～金曜日
- (2) 営業時間：午前8時30分～午後5時
- (3) サービス提供時間 一日コース 10:00～16:10
午前半日コース 9:10～11:40

4. 緊急時の対応

当施設では、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

5. 協力病院等

当施設では、下記の協力医療機関、歯科医療機関に協力をいただき、利用者の方の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

また、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、利用同意書に記入いただいた連絡先に連絡をいたします。

<協力医療機関・協力歯科医療機関>

賛育会クリニック 長野赤十字病院 長野市民病院 長野中央病院 北信総合病院 信州医療センター
タカミ歯科クリニック

6. 前項の他、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

7. 事故時の対応

当施設では、サービス提供等により事故が発生した場合、利用者の方に必要な措置を講じるとともに、施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、前項の協力医療機関、歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼します。

また、利用同意書に記入いただいた連絡先および保険者に対して、速やかに連絡を致します。

8. 防災対策

防災設備(スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置)

防災訓練(初期消火訓練、緊急連絡訓練、火災報知器操作訓練、避難訓練、救護訓練、防災教育、事業所合同防災訓練等計画的に実施)

9. 禁止事項

当施設では、利用者への「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止しています。

10. 介護老人保健施設利用中(介護保険サービスを受けている間)は、医療保険サービスを同時に受ける

事に制限があります。

1 1. 第三者による評価の実施状況

当施設では、第三者評価については、実施しておりません。

1 2. 要望及び苦情等の相談

賛育会では本会のサービスをご利用の皆様からの苦情等について、次の通りご相談を受付けています。受けました苦情等のご相談内容については、必要に応じて本会が委嘱する第三者機関に報告し、ご利用の皆様の立場にたった公平な解決に努めます。

(1) ご相談窓口

本会の経営又は受託する各施設・事業所に設置するほか、法人事務局でも窓口を設け、苦情等の相談を受付けています。また、インターネットを利用して本会のホームページでも受付けています。

① 施設・事業所の相談窓口

苦情解決責任者 施設長 宮澤 明住
苦情受付担当者 相談課 支援相談員
連絡先 〒389-1105 長野県長野市豊野町豊野634
介護老人保健施設 ゆたかの
電話 026-257-3000 FAX 026-257-5145

② 法人の相談窓口

担当者 法人事務局 総務課長
連絡先 〒130-0012 東京都墨田区太平3-17-8
社会福祉法人 賛育会
電話 03-3622-7614 FAX 03-3829-2302
ホームページアドレス <http://www.san-ikukai.or.jp>

③ その他の相談窓口

長野市保健福祉部 介護保険課
電話 026-224-7871 FAX 026-224-8694
長野県国民健康保険団体連合会
電話 026-238-1550 FAX 026-238-1559
長野市福祉サービス運営適正化委員会
電話 026-226-2210 FAX 026-291-5180

その他の各市町村の窓口や介護支援サービス事業所等、住民に身近な窓口でも受け付けています。

(2) 苦情対応のための第三者機関について

本会では、ご利用の皆様の立場に立った公正な解決を図るため苦情対応のための委員会を第三者に委嘱しています。本会が経営または受託する施設の地域に在住する有識者の方々7名で構成されています。

委員会の構成員 (2024年4月1日現在)

柴田 光昭 氏 (元賛育会理事・職員、特定非営利活動法人共働学舎 ぶどうの会)
阿形 操 氏 (前御前崎市民生委員・児童委員、御前崎市地域医療を育む会 代表)
柴田 和子 氏 (墨田区保護司会吾嬬西分長)
坂野 修一 氏 (特定非営利活動法人 町田フレンズサポート 事務局長)
坂根 慶子 氏 (すみだ女性センター運営委員、すみだ女性センター協力委員)
田宮 一茂 氏 (社会福祉法人 ベタニヤホーム 法人事務長)
齊藤 希世 氏 (東京 YMCA 教育・保育事業部統括)

2017年 4月1日改定
2018年 4月1日改定
2019年 4月1日改定
2021年 4月1日改定
2022年10月1日改定
2023年 4月1日改定
2024年 4月1日改定